

令和8年5月20日
文化庁著作権課

「著作権法施行令の一部を改正する政令案」に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和8年4月3日から令和8年5月2日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に係る御意見を9件いただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

主な御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>著作権法の複製は「有形的に複製」を要し、公衆送信は「同一の構内（同一の者の占有に属する区域内）」以外を対象になり、公衆は「特定かつ多数の者」を含む。個人的な私的使用も複製に限り、公衆送信を許容していないが、従来は紙を介していたから複製について同法第41条の2第1項の対象となり得る裁判手続は、もし「電磁的記録を用いて行う裁判手続に必要な行為」の多くが公衆送信に該当し得るなら、もっと数が多いのではないか。この観点で同条第2項の適用を要する法律がどの程度あるか、また、既に対象になる法律の規定を準用し、又は当該手続の例による法律も改正案に掲げる必要がないか、検討を要すると思われる。</p>	<p>民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号。以下「民整法」という。）等による裁判手続のIT化は順次行われる予定であり、今般の改正では、直近で著作物等の公衆送信等が想定されるなど現時点で対応が必要なものを規定している。</p> <p>今後も、裁判手続のIT化の進展や裁判手続における著作物等の利用実態等を踏まえ、各府省と相談しつつ、必要に応じ令の規定対象を追加、修正することを予定している。</p>
<p>現行の著作権法施行令第2条の4は「政令で定める法律」を定めるものであるが、今回の改正案は、裁判手続に関する法律と、行政審判手続に関する法律とを分けて定めるものであろうか。もし分けられる場合は、特許法の規定による裁判手続は、一般法である民事訴訟法または行政事件訴訟法の規定による裁判手続といえるものであろうか。なお、これらの特許法の規定のうち、一部は実用新案法、意匠法及び商標法において準用または同旨の規定が整備されている。裁判所で電磁的記録を用いる行為が多用されるなら、公衆送信又は受信装置を用いた伝達に該当する行為も想定以上に拡大すると思われる。</p>	<p>今後も、裁判手続のIT化の進展や裁判手続における著作物等の利用実態等を踏まえ、各府省と相談しつつ、必要に応じ令の規定対象を追加、修正することを予定している。</p> <p>なお、裁判手続のうち民事訴訟に関する手続は、民整法による改正後の著作権法第41条の2第2項において規定される「民事訴訟法…の規定による裁判手続」に該当する。</p>
<p>本当に公衆送信が必要なものなのか、しっかりと精査した方が良いと思う。</p>	
<p>改正案の趣旨・概要について異論なし。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
<p>公衆送信権「等」と表現されているが、公衆送信権以外に関わる権利がある場合は、「等」ではなく明確に記載した方が良い。</p>	<p>著作権法第41条の2第2項が対象とする行為は、同項において、「公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。・・・）を行い、又は受信装置を用いて公に伝達すること」と規定しているとおりであり、本意見募集に際して公示された資料における「公衆送信等」との記載も、同項に規定する行為を指している。</p>
<p>「公衆送信『等』を行うことができる」という記載の「等」について、具体例が提示されていないことに疑問を感じる。政令が成立してから「等」に相当する具体例を後出しで提示するのであれば、国民の知る権利を侵害する事に繋がらないか。案に記載されている公衆送信権以外に該当する内容を事前に全て提示していただきたい。</p>	
<p>裁判手続における、著作物を利用したい際の具体的な例はあるか。</p>	<p>今回定める法律に係る裁判手続では、例えば、手続の申立てにおいて著作物を利用する行為が想定される。</p>

※このほか、今回の政令改正に関係しないご意見が6件ございました。